

八王子市立櫛原小学校 令和５年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立櫛原小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

〇令和５年度の重点項目

- ・毎週１回の学校いじめ対策委員会の開催による、迅速な対応と、いじめ防止・対応の取組に関する共通理解の推進。

前年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・保護者、地域等とのいじめ防止等に向けた取組や基本的方針等の理解を図ること。
- ・担任等によるいじめの把握から、いじめ対策委員会構成員への迅速な情報共有を徹底すること。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 １４時４５分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、各学年教員、養護教諭、SSW
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①把握……学校いじめ対策委員会への迅速な報告も同時に実施。
- ②事実の有無の確認…聞き取りやアンケート等の調査を実施。
- ③認知…被害を受けた児童の立場に寄り添って判断。
- ④対応…児童への指導のみならず保護者とも連携。組織的に実施。
- ⑤解消判断…いじめが止んでいる状態が３か月以上続き、被害児童が心身の苦痛を感じてないこと等を満たした場合。

いじめの防止等に関する教員研修

- ４月 ７日（金）「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
 - ９月 １日（金）「重大事態の理解と対応」
 - １２月１５日（金）「いじめへの組織的な対応」
- ※その他必要に応じて生活指導主任が企画し、教員研修を実施すること、教職員一人一人の対応力の向上を図る。

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・特別の教科道徳の時間に年３回（学期始めやふれあい月間の時期に合わせて）いじめ防止に関わる授業を実施。
- ※道徳の教科書内「いじめユニット」や東京都教育委員会作成のいじめ防止教材「ＳＴＯＰ！いじめあなたは大丈夫？」等を活用。

SOSの出し方に関する授業

- ・東京都教育委員会のDVD教材「自分を大切にしよう」を活用し、身近にいる信頼できる大人に相談することや、相談を受けた際に受け止めることの大切さについての授業を実施。（６年生）
- ・校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等に、不安や悩みを抱えたときに相談する大切さに関する指導を繰り返し実施。（全学年）

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校集会での「命の大切さ」や「一人一人がかけがえのない存在」であることなどの校長講話や副校長講話を実施。
- ・特別の教科 道徳での「生命の尊さ」に関する授業や、理科や保健等で生命の連続性に関する授業の実施。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・校内研究「自ら考え、学び合う児童の育成」に関連し、日常の授業において児童同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度の育成を図る。
- ・学級内の係活動、当番活動や異年齢交流活動等、一人一人の児童が活躍できる場や機会を意図的に設定し、居場所づくりを図る。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・年度始めに、「子ども見守りシート」を全家庭に配付し、保護者との情報共有を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で、学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。